

道路パトロール等維持管理業務委託 一般仕様書

第1条 目的

道路パトロール等維持管理業務委託 一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、道路及び道路の利用状況を的確に把握し、道路構造の異常に対して迅速かつ適切な措置を講じ、安全で円滑な交通の確保を図るため、道路パトロール等の業務に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 対象とする道路と範囲

この一般仕様書に基づき実施する道路の対象は、市道、準市道、里道とし、範囲については、市全域を東西2地区に分けて実施するものとする。（別図 業務区域図を参照）

第3条 業務の種類と内容

実施する業務の種類は、道路パトロール（通常時、異常時）、緊急時の現場対応、舗装補修とし、各業務の内容は次のとおりとする。

1. 道路パトロール業務（通常時）

（1）点検

道路パトロールでは、原則としてパトロール車から視認できる範囲で、次に掲げる事項について点検するものとする。（歩行点検も含む。）

- ア 路面の損傷の有無
- イ 側溝蓋の割れ、欠損、隙間の有無
- ウ 通行の支障となる草木（街路樹、雑草木、竹）の有無
- エ その他通行の支障となるもの（落下物、動物の死骸、カーブミラーの不具合等）

（2）応急措置

道路パトロールで発見した不具合の中で、直接事故につながる次に掲げる事項については、可能な範囲でパトロール員が応急的な措置を行うものとする。

- ア ポットホール ⇒常温合材等による補修
- イ 側溝蓋等の破損箇所 ⇒セフティーコーン等の設置
- ウ 通行の支障となる草木 ⇒剪定、伐採、除草
- エ 路上の砂利、落石、落下物等（事故の要因となるもの） ⇒清掃、撤去

2. 道路パトロール業務（異常時）

大雨・暴風・波浪・地震等の自然災害時において道路交通に支障を与える異常な状況が発生した場合に実施するものとする。主として危険が予想される路線及び施設管理担当者が指示する路線のパトロールを行い、災害の実態等を把握するとともに必要に応じて被災箇所の応急措置及び交通整理等を行うものとする。

3. 通報による現場対応業務（緊急時のみ）

市民等からの緊急を要する通報があった場合は、一時的に道路パトロールを中断し、直

ちに通報現場に向かい対応にあたるものとする。なお、緊急を要する通報は次に掲げるものとする。

- (1) ポットホールが発生
- (2) 陥没が発生
- (3) 側溝蓋等の破損や欠損
- (4) その他、施設管理担当者が緊急を要すると判断したもの。

4. 舗装補修業務

局部的な路面の劣化や破損箇所に対する舗装補修等の作業であり、市民からの要望及びパトロール員からの報告を受け、施設管理担当者からの指示により、その都度実施するものとする。

第4条 業務計画書

1. 業務計画書については、設計図書等に基づき、次の事項について作成するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 業務区域
 - (3) 組織表及び連絡体制表（様式第2号）
 - (4) 年間道路パトロール計画書（様式第3号）
 - (5) 道路パトロール業務の手順
 - (6) 舗装補修業務の手順
 - (7) その他の業務上の必要となる事項
2. 年間道路パトロール計画書は、道路事情等（前年度実績による損傷箇所の多い路線）を考慮のうえ、次に掲げる表に基づき、施設管理担当者と協議し、作成するものとする。

道路の区分	頻度（回数）
2車線以上の道路	月2回
地区を連結する主要道路	月1回
タイル舗装等の修景道路	月2回
その他の道路 (中心市街地エリア)	2ヶ月1回 (月1回)

第5条 実施方法

1. 道路パトロール業務（通常時）
 - (1) 通常時の道路パトロールは、パトロール員2名による編成で実施するものとする。なお、必要に応じて施設管理担当者が同乗するものとする。
 - (2) 年間道路パトロール計画書に基づき、月毎に日程計画を立て、点検目標を定めるなど計画的・効率的に道路パトロールを実施するものとする。
 - (3) 道路パトロールの実施においては、次に掲げる資機材を必要に応じてパトロール車

に積載するものとする。

ア 道路パトロール路線図

イ 記録測定器具（デジタルカメラ、巻尺、ポール等）

ウ 保安器具（セフティーコーン、バリケード、保安ロープ、信号旗、誘導灯等）

エ 照明器具（懐中電灯等）

オ 作業機具（スコップ、バール、ハンマー、鎌、のこ、脚立、ハンドランマー等）

カ 応急処置材料（常温合材、乳剤スプレー、マーキング用スプレー、キャンバー等）

(4) パトロール員は、業務開始前に必ず施設管理担当者に当日の道路パトロールの実施範囲を報告し、必要な指示を受けること。

(5) パトロール員は、タブレット端末を携帯し、常に道路維持管理システム（以下「システム」という。）が利用できる状態にしておくこと。また、緊急時等で施設管理担当者からの指示が受けられるよう、携帯電話においても通話できる状態にしておくこと。

(6) パトロール員は、道路パトロールで発見した不具合箇所に対して、次のとおり処理を行うものとする。

ア 道路の不具合を発見したときは、その都度、システムに内容を入力し、状況写真をアップロードすること。ただし、舗装補修業務の対象となる路面の劣化、損傷箇所については、検測内容をシステムに参考入力する。

イ 直接事故につながるような不具合箇所については、パトロール員がその場で応急措置を行うとともに、措置後の写真もアップロードすること。

ウ パトロール員による応急措置が困難な場合については、最低限の安全措置を行うとともに、施設管理担当者に報告し、指示を受けるものとする。また、併せてシステムに状況写真をアップロードすること。

エ 道路の崩壊・陥没・落石等交通に障害を及ぼす事態が生じた場合、若しくは生じる恐れがある場合は、現地において通行車両や歩行者の誘導又は通行規制等を行うとともに、直ちに施設管理担当者に報告し、指示を受けること。

(7) パトロール員は、当日の点検、応急措置及び通報による現場対応の結果についてシステムを使用し、施設管理担当者に報告するものとする。

(8) 業務実績報告については、実施ごとに道路パトロール運転日報（様式第4号）を1週間以内に提出すること。また、月ごとに道路パトロール業務月次報告書（様式第5号）を毎月の定例会議に提出すること。

(9) 業務に使用したタブレット端末は、貸与する。

2. 道路パトロール業務（異常時）

(1) 異常時の道路パトロールは、災害の状況に応じて施設管理担当者と協議のうえ、実施すること。なお、平日の場合は、当該業務を優先すること。

(2) パトロール員は、常に施設管理担当者と連絡がとれるような状態にし、道路パトロール中に確認した災害情報は、速やかに施設管理担当者に報告し、指示を受けること。

3. 通報による現場対応業務（緊急時のみ）

市民等から緊急を要する通報があった場合は、次のとおり実施するものとする。

- (1) パトロール員は、施設管理担当者から緊急対応の指示を受けた場合、直ちに道路パトロールを中断して、通報があった現場へ移動し、対応にあたるものとする。ただし、対象となる通報は、道路パトロール中のブロック及びその付近に限るものとする。
- (2) 現場到着後、状況を確認し、速やかに施設管理担当者に報告し、指示を受けるものとする。また、併せてシステムに状況写真をアップロードすること。
- (3) 施設管理担当者や警察などの対応が必要な場合は、到着までの間は現場で待機し、通行車両や歩行者の誘導又は通行規制等を行うなど安全確保に努めること。
- (4) 道路パトロール中に直接市民から通報があった場合は、施設管理担当者に報告し、指示を受けること。

4. 舗装補修業務

局部的な路面の破損による舗装の補修作業を行うもので、次のとおり実施するものとする。

- (1) 舗装補修の対象となる損傷及び規模の目安は、次のとおりとする。
 - ア 亀甲状のひび割れが1㎡以上の箇所
 - イ 線状ひび割れが40%以上の箇所
 - ウ 局部的に表面剥離が著しい箇所
 - エ 狭い範囲でポットホールを補修した形跡が複数ある箇所
 - オ 上記の補修規模は、おおむね50㎡以内を目安とする。ただし、市民等からの要望による補修については、この限りでない。
- (2) 舗装補修は、その都度、施設管理担当者から舗装補修指示書（様式第6号）によって指示され、補修の規模や条件及び緊急性等を考慮するなか施設管理担当者との協議のうえ、補修期限を決定すること。
- (3) 作業を行う際は、事前に作業を行おうとする場所を管轄する警察署に道路使用許可申請書を提出すること。
- (4) 交通渋滞等で昼間作業が困難な場合は、施設管理担当者との協議し、夜間作業で行うこと。
- (5) 作業中、通行する車両や歩行者等の安全に著しく支障を及ぼすおそれのある場合は施設管理担当者との協議し、交通誘導員を適所に配置し、安全に十分留意すること。
- (6) 作業で発生したアスファルト殻及びコンクリート殻は、適切な処理施設に搬入すること。
- (7) 舗装の切断がある場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、舗装の切断作業時に発生する排水の適正な処理を行うこと。
- (8) 区画線、文字等の路面標示については、マーキング用スプレー等で仮復旧し、種別と延長を施設管理担当者に報告すること。
- (9) 作業にあたっては、「大分県及び大分市土木工事共通仕様書」に基づき実施すること。
- (10) 写真管理や出来形管理等については、「大分市土木工事の施工管理基準及び規格値」に準じて管理すること。
- (11) 業務実績報告については、月ごとに実績報告書（様式第7号）、数量集計表（様式第8号）及び現況報告書（様式第9号）を毎月の定例会議に提出すること。

第6条 道路パトロール員証

パトロール員は、市から交付された大分市道路パトロール員証（下図）を携行し、市民等から提示を求められた場合は提示しなければならない。なお、有効期限の満了もしくは道路パトロール員を解任した者は、速やかに返却すること。

（表面）

発行日 令和 年 月 日	
道路パトロール員証明書	No. 号
	下記の者は、「大分市道路/パトロール等維持管理業務」に従事する「道路/パトロール員」であることを証明する。
所属 大分建設(株)	
氏名 道路 太郎	
有効期限 令和 年 月 日	
発行者 大分市長 佐藤 樹一郎	印

（裏面）

(注意事項)
1. 道路/パトロール員は、道路巡回に関わる業務を行うものである。
2. 道路/パトロール員は、道路巡回を行う場合には本証を携行し、必要な場合には何時でも提示できるようにしていなければならない。
3. 本証は、他人に貸与する等不正に行使用してはならない。
4. 本証を損傷し又は紛失したとき若しくは記載内容に変更が生じたときには、速やかに再交付を受けなければならない。
5. 本証は、有効期限の満了若しくは道路/パトロール員を解任したときは、速やかに返納しなければならない。
6. 本証明は公印及び写真貼付のないものは無効とする。

第7条 道路パトロール車

道路パトロールに使用する車両は、市が貸与する所定の車両を使用するものとする。使用については、次の事項を留意すること。

1. 保管場所

大分市城崎町2丁目3番 公用車駐車場

※ただし協議に於いて鶴崎支所、植田支所への保管を認めるものとする。

2. 使用及び返却方法

車両を使用する際は、道路維持課からの貸与鍵にてパトロール車を使用し、使用後は保管場所へ返却の事。

3. 日常点検

パトロール員は、使用前に必ず車両の点検等を行い、異常が確認された場合には速やかに施設管理担当者に報告すること。また、使用後は、備え付けの「自動車運転日誌」及び「作業点検表」に記録し、施設管理担当者に報告すること。

第8条 補修用資材

道路パトロール中に行う応急措置等に使用する資材については、市が支給したものを使用するものとし、次のとおりとする。

1. 資材名

- (1) 常温合材 1袋 20kg入り
- (2) 乳剤スプレー
- (3) マーキング用スプレー
- (4) キャンバー

2. 保管場所

大分市六坊北町3008-23 道路維持課資材置き場

第9条 定例会議の開催

業務計画書に基づき月毎に実績報告を行うとともに業務上の課題等について協議、検討を行うものとする。会議の開催は次のとおりとする。

1. 開催日時、場所

毎月第1金曜日（祝日の場合は木曜日とする。） 午前9時～、 道路維持課内
※開催日時、場所を変更する場合は協議すること。

2. 出席者

施設管理担当者、業務責任者及びパトロール員が出席するものとする。